

## 就労・奨学金返済一体型支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、京都府中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、中小企業等が実施する従業員の奨学金返済支援の取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) ベンチャーキャピタル

次のいずれか該当する者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 中小企業者以外の者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。以下、この号において同じ。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者

イ 中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限り、ベンチャーキャピタルを除く。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者

ウ 中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(4) 会社 会社法（第17条法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(5) 正社員 次の全てに該当する者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

(6) 返済中 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 申請日において、貸与等された奨学金を現に返還している。

イ 貸与等された奨学金を申請日の属する年度から返還開始予定である。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に事業所を有し、補助対象者に勤務する従業員（以下「支援対象者」という。）への奨学金返済負担軽減支援制度を設け、手当等として、奨学金返済のための金銭を支給する以下のいずれかに該当する者（みなし大企業に該当しない者及び国または地方公共団体から出資を受けていない者に限る。）であること。

ア 中小企業者及びその他の法人であって、別表第1に掲げる者

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けている者のうち会社以外の者

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外の者

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、知事と協議の上、特に中央会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象者としなないものとする。

(1) 労働関係法令に違反している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくない者

(3) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

(4) 前各号に掲げる者のほか、中央会で不相当であると認める者

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 当該中小企業等において、正社員として取り扱われていること。

(2) 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日（ただし、4月2日以降に前号に定める要件を満たす者として採用された者については、当該採用日）において、正社員となってから6年以内（採用された日の属する月を1箇月目とし、72箇月目となる月までを補助対象期間）であること。ただし、支援対象者が正社員となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合は、初回返済日の属する月を1箇月目とし、72箇月目となる月までを補助対象期間とする。なお、以前勤務していた中小企業等で、支援対象者となっていた場合は、その期間を通算する。

(3) 申請日において、貸与等された奨学金を支援対象者自身が返済中であること。

(4) 申請日において、府内に所在する事業所に勤務していること。

(5) 補助対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。）である場合においては、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

2 この要領において「奨学金」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、特定の分野における人材確保を目的とする別表第2に掲げるものについては、除く。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

(2) 地方公共団体、大学及び民間企業などが貸与する学資金

(3) その他知事が特に必要と認めるもの

(補助事業の内容)

第5条 補助事業の内容は、補助対象者が就業規則又は賃金規程など明確に定めた文書に基づき、支援対象者に対し、奨学金返済支援のための手当等を支給する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第3に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする中小企業等は、就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定める日までに提出しなければならない。ただし、中央会が認める場合は、省略することができる。

- (1) 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 支援対象者勤務地一覧又は組織図など支援対象者の勤務地を確認できる書類
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の口座振替加入通知など支援対象者の年間返済額及び返済計画、支援対象者自身が返済していることを確認できる書類の写し
- (5) 就業規則及び賃金規程、奨学金返済支援制度規程など手当等の支給根拠を確認できる書類
- (6) その他中央会が必要と認める書類

2 補助対象者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、就労・奨学金返済一体型支援事業事前着手届（様式第2号）を中央会に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の4月1日より前に遡ることはできない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、中央会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、事業の内容を変更しようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業変更承認申請書（様式第3号）を中央会に提出しなければな

らない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を中央会に提出しなければならない。
- 3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 第4条第1項の規定は、補助事業の変更により追加された支援対象者について準用する。ただし、同項第2号から第4号中「申請日」とあるのは、「変更承認申請の日」と読み替えるものとする。

#### （補助事業遂行の義務）

第11条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

- 2 補助対象者は、支援対象者が奨学金を計画通りに返済していることを確認しなければならない。
- 3 補助対象者は、事業遂行状況の報告を求められたときは、中央会が別に定める日までに就労・奨学金返済一体型支援事業遂行状況報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。
  - （1）給与明細書又は貸金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
  - （2）その他中央会が必要と認める書類
- 4 中央会は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

#### （補助事業の実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、中央会が別に定める日までに、就労・奨学金返済一体型支援事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。なお、前条第3項において提出した書類については、省略することができる。

- （1）給与明細書又は貸金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
- （2）その他中央会が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定等）

第13条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第10条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

#### （交付決定の取消し）

第14条 中央会は、補助対象者が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第15条 中央会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに

係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 16 条 中央会は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助対象者に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 17 条 中央会は、第 11 条第 3 項により事業遂行状況の確認を行った後又は、第 13 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象者に対し支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業支払請求書（様式第 7 号）により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 補助対象者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 19 条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 4 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第3条関係）

業種・組織形態	補助対象者
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第2（第4条関係）

京都府看護師等修学資金  
 京都府立病院看護師等修学資金  
 京都府介護福祉士修学資金  
 京都府社会福祉士修学資金  
 京都府理学療法士等修学資金  
 京都府立看護学校修学資金  
 京都府地域医療確保奨学金

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育士修学資金  
 京都府立農業大学校修学資金  
 京都府立林業大学校修学資金  
 市立福知山市民病院医師養成確保奨学金  
 福知山市介護福祉士育成修学資金  
 舞鶴市地域医療確保奨学金  
 舞鶴市介護福祉士育成修学資金  
 公益財団法人綾部市医療公社奨学資金  
 綾部市介護福祉士育成修学資金  
 宮津市地域医療確保奨学金  
 宮津市看護師等修学資金  
 宮津市介護福祉士修学資金  
 京丹後市医療確保奨学金  
 京丹後市立病院看護師等修学資金  
 京丹波町医師確保奨学金  
 与謝野町地域医療確保奨学金  
 与謝野町看護師等修学資金  
 伊根町保健婦修学資金  
 伊根町地域医療確保奨学金  
 伊根町看護師等修学資金

別表第3(第6条関係)

補助対象経費	補助対象者が支援対象者に対して奨学金返済支援のために支給する手当等
補助対象期間	補助金の交付のあった年度の3月31日まで
補助率	2分の1
補助限度額	補助金限度額は、以下のabcのいずれか低い額（小数点以下切り捨て） a: (申請年度の返済予定額(4月～3月) - 1万円) ÷ 2 b: 各補助対象者が申請年度における手当等として支給する額 ÷ 2 c: 正社員となった日の属する月を1箇月目として36箇月目までを月額7,500円、37箇月目から72箇月目までを月額5,000円とし、当該年度に正社員であった月の合計の額 ※ただし、支援対象者が正社員となった日の属する月に返済猶予期間がある場合は、初回返済日の属する月を1箇月目として算出する。